



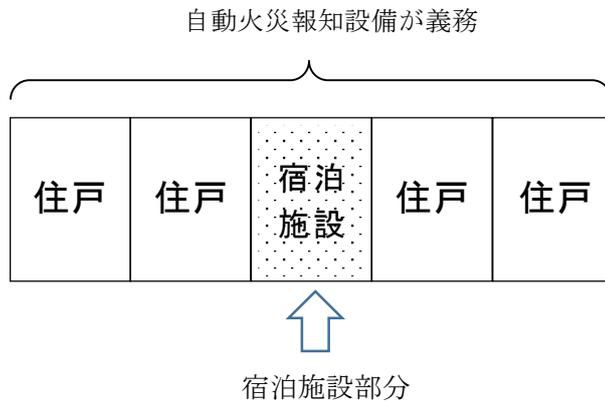
長屋の一部に宿泊施設等が入居する場合



長屋の一部に宿泊施設や飲食店等が入居する場合、消防法上は長屋全体を一つの防火対象物として扱うことになるため、長屋全体に消防用設備等の設置を要する場合があります。

例 長屋の一部で宿泊施設を営業する場合

長屋全体が300㎡以上の場合、棟全体に自動火災報知設備が義務になります。



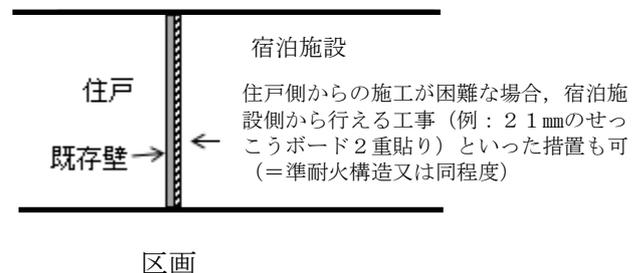
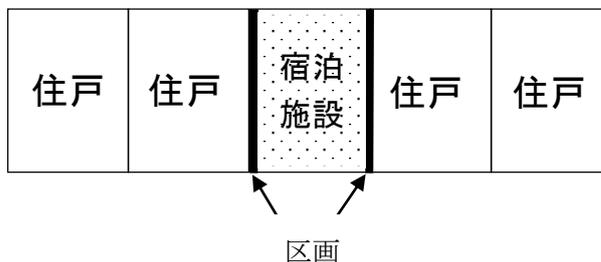
※ 宿泊施設部分には、面積に関係なく、自動火災報知設備が必要。

ただし、次の措置を行った場合、住宅部分には自動火災報知設備を設置しなくてもいいという特例基準を設けています。

○ 宿泊部分を区画する

次のいずれかの措置が行われているかを確認してください。

- 既存の壁が準耐火構造になっているかを確認する。
- 準耐火構造になっていない場合は、次の改修を行う。



※ 工事、施工方法については所轄消防署予防課にて、事前相談を行ってください。